

大正十三年四月十日

東京控訴院検事長殿

貴院に於ては、如斯く大なる懸念を有するに非ざるに、

不承不察にて、

諸君に於ては、何等の不便も生じ得ざるに、

願ひ申すに、

同様に御座り、

右に申し通り、

（署名）

券紙甲第四、八號

大正十三年四月九日

警視總監赤松

内務大臣水野錬太郎殿

社会局長官池田

千葉群島山梨神奈川埼玉栃木

茨城各縣知事殿

司法省刑事局長殿

東京控訴院検事長殿

東京地方裁判所検事長殿